

< 京銀 ATM カードローン取引規定の新旧対比表 >

改 定 前	改 定 後
<p>第 13 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 本人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(1)暴力団員 (2)暴力団準構成員 (3)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等の構成員 (4)その他前各号に準ずる者</p> <p><新設></p> <p>2. 本人は、自らまたは第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは脅威を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為</p> <p><新設></p> <p>第 14 条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行が書面により通知したときに、本人は本取引に基づく債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1)本人の当行に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。 (2)本人が支払いを停止したとき。 (3)本人が手形交換所の取引停止処分をうけたとき。 (4)本人が第 12 条、第 19 条または第 23 条の規定に違反したとき。 (5)本人が第 4 条 2 項または同条 5 項の返済を遅滞したとき。 (6)前条第 1 項に基づく表明に虚偽が判明したとき、本人が同条第 1 項各号のいずれかに該当したとき、もしくは本人が同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。 (7)前各号のほか本人の信用状態に著しい変化が生じるなど、当座貸越元利金等の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p> <p><以下、省略></p>	<p>第 13 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 本人は、現在、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）</u>に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(1)<u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u> (2)<u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u> (3)<u>本人もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u> (4)<u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u> (5)<u>暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u></p> <p>2. 同左</p> <p>(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>3. <u>第 14 条第 2 項第 6 号の規定の適用により、本人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしないこととします。また、銀行に損害が生じたときは、本人がその責任を負うこととします。</u></p> <p>第 14 条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 同左</p> <p>(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左 (5) 同左 (6)前条第 1 項に基づく表明に虚偽が判明したとき、本人が<u>暴力団員等</u>もしくは同条第 1 項各号のいずれかに該当したとき、もしくは本人が同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。 (7) 同左</p> <p><以下、省略></p>

（平成 24 年 6 月 18 日）